



業務改善助成金 不正受給

不正受給は許されません！
不正受給は発覚します！

不正受給に該当する行為例

- 事業計画に沿った設備の導入が行われていない
(例；①生産性に資する目的のための設備導入ではなく、私用目的で使用している
②助成金で購入した設備を不正に売り払っている 等)
- 貸金台帳やタイムカードなどの資料に偽造がある
- 無資格の第三者(弁護士や社会保険労務士の資格を有していない「助成金コンサルタント」を自称する者や、販売会社の担当者等)が不正に関与している
(例；①秘密で報酬等のやり取りをした上で申請書の記載や提出等を第三者に委託した
②第三者が事業主に代わり、申請事業場の労働者等の関係者を装って労働局へ申請した等)

不正受給を行った場合

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

- ✓ 悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行います
- ✓ 支給額および加算金の返還を求めます
- ✓ 5年間、本助成金等の不支給措置をとります
- ✓ 下記項目を積極的に公表します

事業主の名称、代表者氏名、事業所の名称、所在地、事業概要、不正受給の金額、不正受給の内容